

預金規定等の改定について

平成22年4月19日

当行では、平成22年4月19日(月)より、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等を改定しましたので、お知らせいたします。

1. 改定内容

ご預金、貸金庫取引等のお取引を開始する際に、「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」または「お客さまが、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、預金口座等(取引)の開設を謝絶できることを明記いたしました。

お取引が継続されている場合においても、「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」または「お客さまが、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、預金口座等(取引)の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約できるものとし、これによる損害賠償責任を負わないものとするを明記いたしました。

2. 改定した規定・約款等

普通預金、当座勘定、貯蓄預金、決済用預金、総合口座取引、貸金庫

金融機関では、平成19年6月に公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、警察庁、金融庁などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しておりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

